

第3期越谷市学校における働き方改革基本方針

令和7年7月
越谷市教育委員会

【令和8年4月改定】

目 次

1	これまでの経緯と趣旨	1
2	学校における働き方改革基本方針	3
	(1) 目的	
	(2) 越谷市立小・中学校の教職員の働き方の現状	
	(3) 課題	
	(4) 目標	
	(5) 目標達成に向けた4つの視点	
	(6) フォローアップ	
	(7) 今後の進め方	
3	4つの視点に基づく具体的な取組例	8
	(1) 教職員の「負担軽減」と「業務量削減」の実現	
	①教育条件整備	
	②専門職員の配置・活用	
	③業務のICT化・効率化の推進	
	④研修及び会議の見直しによる削減	
	⑤学校への調査等の縮減の推進	
	⑥関係団体等が主催する大会、コンクール等の縮減の要請	
	(2) 教職員の「ワーク・ライフ・バランス」の確立	
	①週休日の振替や休暇等の取りやすい職場環境の整備	
	②教職員としての充実感の向上	
	③ストレスチェック等の活用推進	
	(3) 教職員の健康を意識した働き方の推進	
	①教職員の健康管理の推進	
	②労働安全衛生法に基づく職場改善	
	(4) 保護者や地域の理解と連携の促進	
	①教職員の働き方改革に関する保護者や地域の理解の促進	
	②「ふれあいデー」及び「学校閉庁日」の設定の推進	
	③「埼玉県の学校部活動の在り方に関する方針」の推進	
	参考資料 用語の解説	17

1 これまでの経緯と趣旨

平成30年6月に「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が成立し、平成31年1月に「在校等時間」の上限の目安時間を定めた「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」が文部科学省から公表されました。令和元年12月11日には「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律」が公布され、ガイドラインが法的根拠のある「指針」に格上げされました。

埼玉県教育委員会では、令和元年9月に「学校における働き方改革基本方針」を策定し、令和2年3月31日に「学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例」及び「学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則」の一部が改正されました。

越谷市教育委員会（以下「市教育委員会」という。）では、「ICカードを活用した出退勤管理システムの導入」「校務支援システムの導入」「留守番電話の設定」「学校閉庁日の導入」「学校部活動ガイドラインの策定」など、様々な施策を推進してまいりました。また、越谷市立小中学校衛生委員会や越谷市立小中学校衛生推進者等研修会の実施や、校長会の代表と組織した「カリキュラム・マネジメント検討委員会」を中心に各学校の勤務状況を把握するなど、「学校における働き方改革」を推進してまいりました。

各学校では、ふれあいデーの実施や会議の精選、行事の見直し、資料等データの共有化、勤務時間の割振り変更の運用、学期末や年度末の事務処理の工夫や見直し、退勤時間の目標設定など、職場環境を改善するための工夫に取り組んできました。

こうした現状を踏まえ、市教育委員会では令和2年10月に「越谷市立小中学校教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」を制定し、教育職員の時間外在校等時間の上限を示すとともに、教職員の負担軽減や衛生管理体制の整備など、総合的な対策による教職員へのトータルケア体制を踏まえた越谷市版の「学校における働き方改革基本方針」を策定し、この基本方針における目標達成に向けた4つの視点を軸に取り組んできました。上記の取組を継続するとともに、新たに市教育委員会に負担軽減検討委員会を設置し、各学校における負担軽減の提案策や好事例の共有について、協議を進めてまいりました。また、時間外在校等時間が長時間になっている教職員に対して、産業医との面接指導の受診を推奨するとともに、「疲労蓄積度自己診断チェックリスト」を送付することで、仕事による疲労蓄積を自覚症状と勤務状況から確認できるようにしました。

様々な取組の結果、教職員本人・管理職・教育委員会が時間外在校等時間や働き方の現状を確認し、今まで以上に意識の高揚を図ることができました。また、時間外在校等時間の平均時間について、令和元年度（H31.4～R2.1）と令和3年度（R3.4～R4.1）を比較すると、小学校、中学校ともに減少傾向にあり、45時間を下回る結果となりました。

市教育委員会では、今後の課題を解決し、教職員・学校管理職・教育委員会が負担軽減に取り組んでいくため、令和4年4月に『第2期越谷市学校における働き方改革基本方針』を策定しました。教職員働き方改革推進事業業務委託やストレスチェック制度の年2回実施、産業医の診察など、外部の専門的知見を取り入れることで、負担軽減の取組を推進してまいりました。その結果、時間外在校等時間の平均時間は、小学校、中学校ともにさらに減少し

ました。しかし、4月～5月の45時間を超える教職員の割合が高いことや、「授業準備」に多くの時間を費やしていることについては、一定の進展はあるものの、依然として課題となっております。

この間、令和5年8月に中央教育審議会初等中等教育分科会質の高い教師の確保特別部会が、「教師を取り巻く環境整備について緊急的に取り組むべき施策(提言)」をまとめました。この提言では、「学校・教師が担う業務の適正化の一層の推進」、「学校における働き方改革の実効性の向上」、「持続可能な勤務環境整備等の支援の充実」について、それぞれの主体が権限と責任に基づき主体的に各事項に取り組む必要があり、できることは直ちに着手することが示されております。さらに、令和6年8月に、中央教育審議会から示された『令和の日本型教育』を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について(答申)では、学校における働き方改革の更なる加速化として「学校・教師が担う業務の適正化の一層の推進」、学校における働き方改革の実効性の向上として「取組状況の見える化とPDCAサイクルの構築」などについて触れております。また、「教師の健康及び福祉の確保に向けた取組の充実」、「柔軟な働き方の推進」についても言及しています。さらに、令和5年6月に閣議決定された「第4期教育振興基本計画」では、「子供たちのウェルビーイング^{※1}を高めるためには、教師のウェルビーイングを確保することが必要であり、学校が教師のウェルビーイングを高める場となることが重要である。」とされております。

埼玉県教育委員会では、令和7年4月に、令和7年度から3年間の方針として「学校における働き方改革基本方針」を改定しており、時間外在校等時間の縮減を推進するとともに、時間だけでは推し量れない教員としての「働きやすさ」、「働きがい」を高めながら働き方改革を推進する必要性が示されております。

市教育委員会は、これらの国や埼玉県の動向を踏まえるとともに、より一層、教職員・管理職・教育委員会が一体となって負担軽減に取り組んでいくため、令和7年7月に『第3期越谷市学校における働き方改革基本方針』を策定しました。今後も教職員がこどもたちの指導に専念できるよう、教職員の多忙感の解消、負担軽減に努め、こどもたちへのよりよい教育の実現に取り組んでまいります。

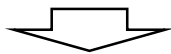
『第3期越谷市学校における働き方改革基本方針』は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づく計画となります。

2 学校における働き方改革基本方針

(1) 目的

働き方改革を推進し、越谷市のこどもたちへのよりよい教育を実現する

- 国の指針や埼玉県の基本方針を受け、学校の個別業務の役割分担を見直し、適正化を図ります。
- 授業準備や教材研究を行える時間を確保できるよう、様々な取組を検討し、改革を推進します。
- 教職員や職場環境の労働安全衛生の管理に努め、「働きやすい」「働きがいがある」職場環境を確立します。
- 教職員研修の効率化を図り、内容を充実させます。



【期待できる効果として】

- こどもたち一人一人の学力を伸ばす、質の高い授業が実現します。
- 放課後の時間等にこどもたちと接する時間を作り出すことができます。
- 教職員が健康的で明るく元気にこどもたちと関われるようになります。
- 学習指導要領をよく理解し、これからの時代を生き抜く力を育てることができます。
- 学力・学習状況調査等の分析を通して、個に応じた指導に取り組めます。
- こどもたちの理解に努め、寄り添った教育を行うことができます。
- こどもたちの良さを認め、自己肯定感を高めることができます。
- 教職員一人一人がワーク・ライフ・バランスを大切にする意識が高められます。

学校を取り巻く環境が複雑化・多様化する中、学校の担う役割は拡大し続けている現状があります。社会が大きく転換している中で、教育には、こどもたちが、社会の変化に対応し自ら課題を発見し解決する力や、多様な価値観を持つ人々と協働しながら新たな価値を創造する力を育むことが求められています。

市教育委員会では、平成30年2月からICTを活用した出退勤管理システムを導入しました。その結果、教職員が自らの勤務時間を客観的に把握できるようになりました。この結果から、時間外在校等時間が長時間となっている現状が客観的に数値からも明らかになりました。

このような中、教職員が健康でこどもたちの前に立ち、こどもたちの未来を生き抜く力を育むため、授業準備をはじめとした専門性に基づく教育活動に、全力で取り組める環境づくりが必要です。

越谷市立小・中学校の教職員を対象に本市の「基本方針」を策定することで、学校における働き方改革を推進し、実効性のある多忙感解消、負担軽減を確実に進め、越谷市で学ぶこどもたちのためによりよい教育の実現を図ることとしました。

(2) 越谷市立小・中学校の教職員の働き方の現状

下記のA・B・Cの項目から次のような現状が見えてきました。

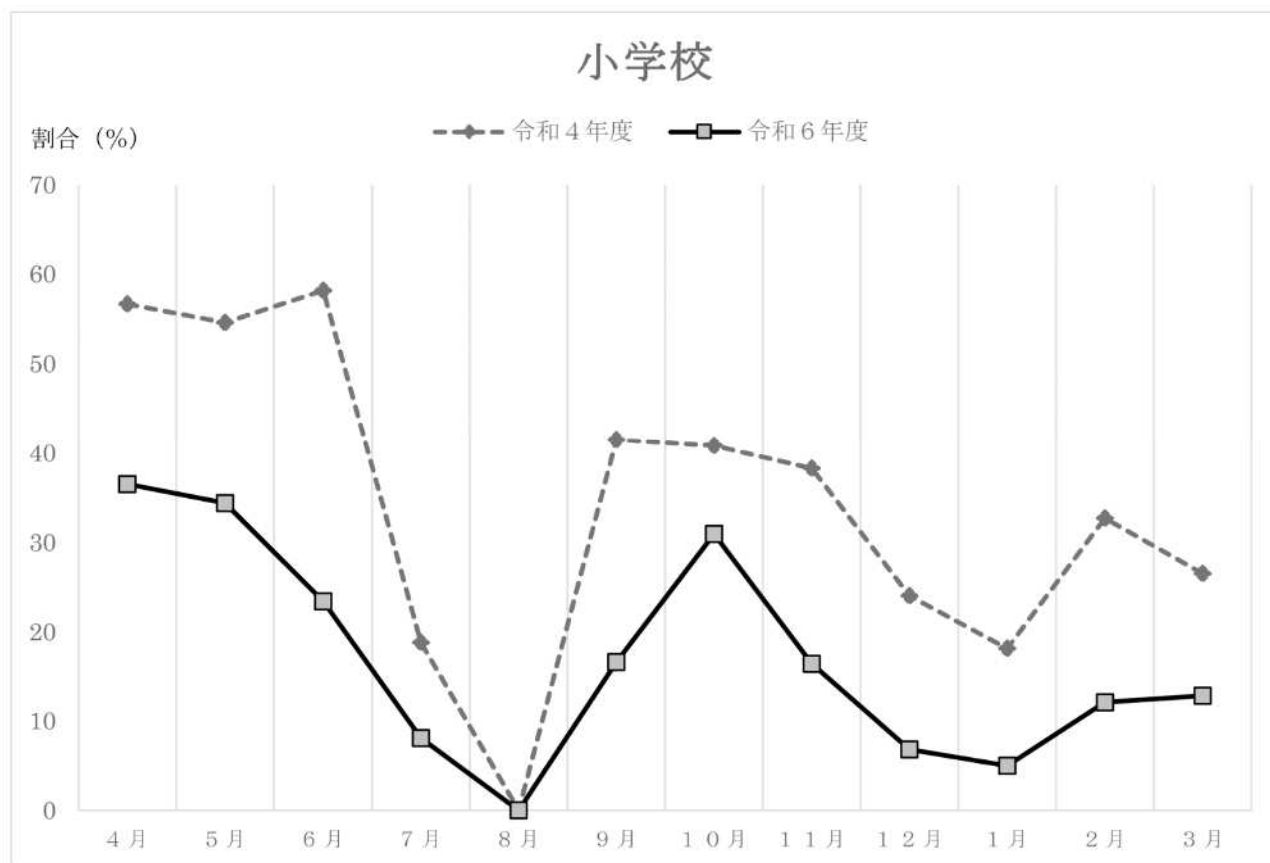
【越谷市における3つの現状】

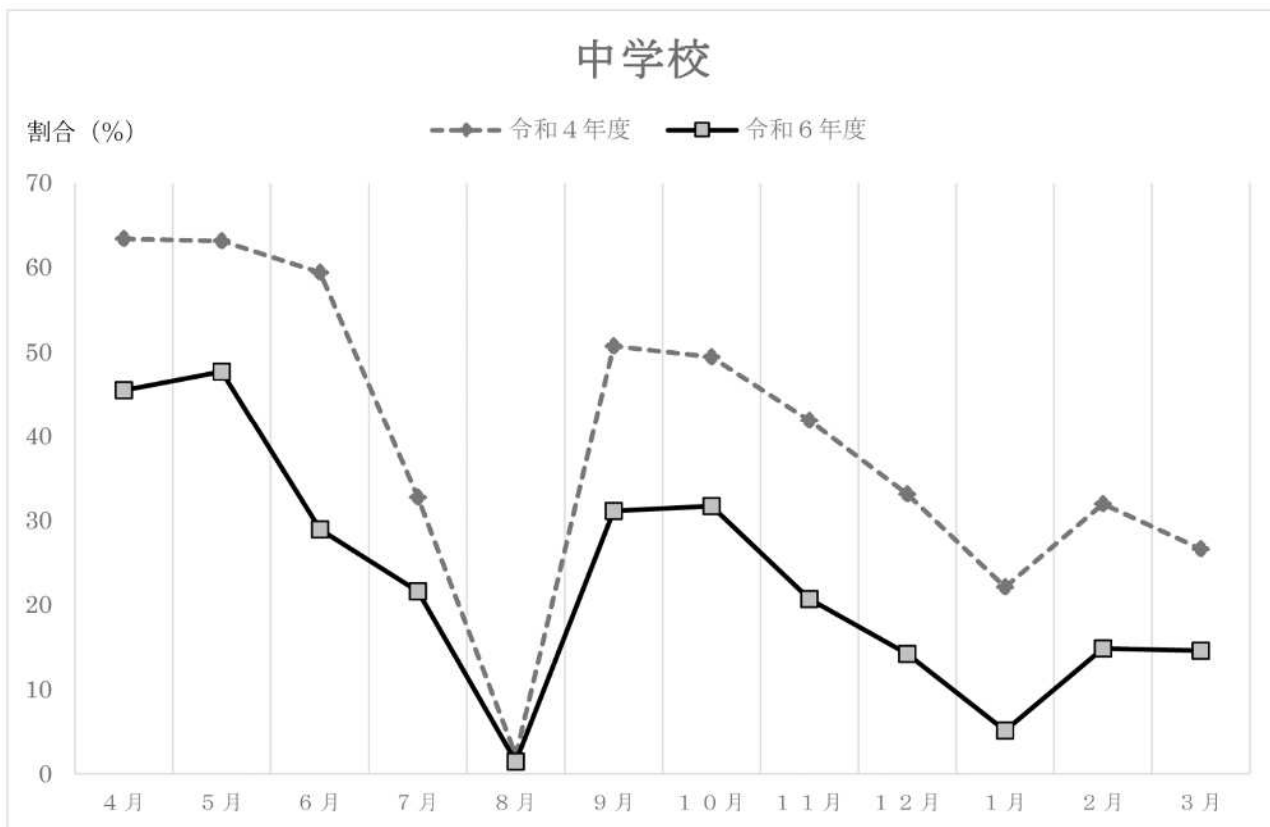
- ①時間外在校等時間の平均時間を令和4年度と令和6年度で比較してみると、小学校は約11時間減少、中学校は約12時間減少しており、小中学校ともに45時間を下回っている。【A】
- ②繁忙期である4月から5月までは、時間外在校等時間が45時間を超える教職員の割合が高い傾向がある。6月については、令和4年度と令和6年度を比べると大幅に減少している。【B】
- ③業務内容の実態をみると、小中学校ともに、「授業準備」や「校務分掌・書類作成等」の時間が多い。また、中学校は「部活動指導」の時間も多くなっている。【C】

【A 時間外在校等時間の平均時間の実態（令和4年度と令和6年度）】

学校\年度	令和4年度 (R4.4~R5.3)	令和6年度 (R6.4~R7.3)	比較
小学校	36時間41分	25時間20分	11時間21分減少
中学校	40時間21分	28時間11分	12時間10分減少

【B 越谷市立小・中学校の「勤務時間を除いた在校等時間」(時間外在校等時間)の実態】 時間外在校等時間が45時間を超える教職員数の割合





【C 在校中の業務内容の実態（令和6年度）】

令和6年度に埼玉県が実施した働き方改革に関する実態調査では、市内小・中学校抽出校の業務分析のうち、「在校中の業務記録」は、以下の結果となっております。

小学校	授業準備 (60分)	学年・学級経営 (31分)	校務分掌・書類作成等 (43分)
中学校	授業準備 (51分)	部活動・各種大会練習 (48分)	校務分掌・書類作成等 (56分)

※ () は1日の平均時間

(3) 課題

【現状に対する課題】

- 時間外在校等時間の平均時間が45時間を下回る結果となっているが、4月～5月、9月～10月に45時間を超える教職員が多いことから、**時間外在校等時間の平準化を図る。**
- 業務内容の実態をみると、小中学校ともに、「授業準備」に時間を費やしていることから、**授業準備の効率化を図る。**

「(2) 越谷市立小・中学校の教職員の働き方の現状」から、「時間外在校等時間の平準化」、「授業準備の効率化」が解決すべき課題となっております。

(4) 目標

「(2) 越谷市立小・中学校の教職員の働き方の現状」及び「(3) 課題」を解決するために、文部科学省が策定した「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」(令和2年1月)及び、埼玉県が策定した「学校における働き方改革基本方針」(令和7年4月)や「学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例」及び「学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則」(平成7年3月)、さらに、市教育委員会において策定した「越谷市立小中学校教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」(令和2年10月)を踏まえ、以下のように、市教育委員会における目標を策定しました。

越谷市教育職員^{※2}の目標

【時間外在校等時間^{※3}】

- (1) 原則、月45時間以内及び年360時間以内
- (2) 児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合^{※4}
 - ア 月100時間未満及び年720時間以内
 - イ 各月に直前の1か月、2か月、3か月、4か月、5か月を加えたそれぞれ期間において月平均80時間以内
 - ウ 月45時間超は年6月まで

【ウェルビーイング^{※1}】

「働きやすい」「働きがいがある」職場環境の確立

厚生労働省の「脳血管疾患及び虚血性心疾患等(負傷に起因するものを除く。)の認定基準」によると、月当たりの時間外労働がおおむね45時間を超えると、脳・心疾患の発症と業務との関連性が「徐々に強まる」とされています。また、当該疾患の発症前2か月から6か月間平均で、月当たりの時間外労働が80時間を超えた場合は、発症と業務との関連性が「強い」とされています。「越谷市のこどもたちへのよりよい教育の実現」につなげるためには、教職員が心身ともに健康であることが必要であることから、時間外在校等時間に係る目標は継続します。

また、時間だけでは推し量れない教職員の「ウェルビーイング」を、新たな目標として設定します。「働きやすい」「働きがいがある」職場環境を確立することで、教職員一人一人が安心して働けるようにするとともに、やりがいや成長を感じながら働くことができるようにしていきます。

時間外在校等時間の長時間化の改善を図りつつ、教職員のウェルビーイングを高めながら、こどもたちへのよりよい教育を実現できるよう、総合的な取組を行うことにより、すべての越谷市立小・中学校における働き方改革を推進していきます。

(5) 目標達成に向けた4つの視点

文部科学省の「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針に係るQ&A」では、以下のことが示されております。

『校務をつかさどる校長とその上司に当たる教育委員会は、学校の管理運営一切において責任を有するものであり、業務負担の見直しや適正化、必要な執務環境の整備に加え、教職員の勤務時間管理及び健康管理についても責任を有しています。「在校等時間」の上限時間を踏まえた教師等の適切な働き方についての校長・教育委員会の責任は、こうした学校の管理運営に係る責任であり、その責任に基づき具体的に何をすべきかは、校務分掌の在り方も含めた校務の運営状況や各教職員の職務遂行の様態等の個別具体の状況に応じて判断されることとなります。』

これを受け、市教育委員会では、目標達成に向け、次の4つの視点に基づき、総合的な対策を講じていくこととします。

- (1) 教職員の「負担軽減」と「業務量削減」の実現
- (2) 教職員の「ワーク・ライフ・バランス」の確立
- (3) 教職員の健康を意識した働き方の推進
- (4) 保護者や地域の理解と連携の促進

(6) フォローアップ

働き方改革の取組を着実に実施していくため、下記の業務改善の取組を促進し、フォローアップを行います。

- (1) ICカードを活用して客観的に把握した在校等時間や、越谷市で導入しているストレスチェックの結果を、今後の各学校における教職員の健康管理に活用します。
- (2) 越谷市負担軽減検討委員会で働き方改革に関する施策を検討し、校長会に諮り、実施します。
- (3) 教育長訪問等、越谷市教育委員会による学校訪問の際に、取組の進捗状況を把握し、取組状況の評価・改善を図ります。
- (4) 越谷市負担軽減検討委員会で学校の実情に対する意見聴取を行い、負担軽減のための提案や好事例を紹介します。
- (5) 取組の着実な実行を図るため、毎年度、越谷市のホームページで実施状況を公表するとともに、総合教育会議において報告をします。

(7) 今後の進め方

市教育委員会は、この「基本方針」に基づき、取組を進めます。また、各学校においては、「基本方針」を全教職員に周知し、多忙化解消・負担軽減を確実に進めることで、市教育委員会と各学校が協力して「学校における働き方改革」を推進してまいります。

3 4つの視点に基づく具体的な取組例

※【市教委】…越谷市教委教育委員会、【学校】…学校、【県】…埼玉県教育委員会

※ **重点**…令和8年4月改定「第3期越谷市学校における働き方改革基本方針」において重点的に取組む内容

※ **新規**…令和8年4月改定「第3期越谷市学校における働き方改革基本方針」から新たに追加した取組

※ **修正**…令和8年4月改定「第3期越谷市学校における働き方改革基本方針」において修正した取組

(1) 教職員の「負担軽減」と「業務量削減」の実現

① 教育条件整備

- 【県・市教委】 児童生徒の実態を考慮し、中学校での少人数学級編制を、引き続き実施します。
- 【市教委】 教職員定数の改善や加配教員の増員について、県に要望します。
- 【市教委】 スクール・サポート・スタッフ配置の予算増額について、県に要望します。
- 【市教委】 日本語指導教員の充実を、県に要望します。
- 重点**○【市教委・学校】 小学校において、学年または中・高学年ブロック等での一部教科担任制をより一層推進します。

② 専門職員の配置・活用

- 重点**○【市教委】 学校司書、学校相談員、スクール・ソーシャル・ワーカー、学び総合指導員、特別支援教育支援員、日本語指導員、スクール・サポート・スタッフ等の配置を促進し、学校を支援します。
- 【市教委】 発達支援訪問指導事業を充実させます。
- 【市教委】 越谷市退職校長会と連携協力し、学校支援を推進します。
- 【市教委】 退職教員ボランティア及び学生ボランティア制度を充実推進します。
- 重点**○【市教委】 スクールロイヤー等を活用した法務相談体制の整備・充実に取り組みます。

③ 業務のICT化・効率化の推進

- 重点**○【市教委・学校】 教職員働き方改革推進事業業務委託の知見を活用し、市内小中学校の業務の効率化を推進します。
- 【市教委・学校】 校務支援システムを構築し、教職員の校務の共通化・軽減化・効率化を支援するとともに、教職員にとって活用しやすいよう、工夫改善を図ります。
- 【市教委】 越谷市立小中学校事務共同実施を推進し、相互確認による業務の効率化を図ります。
- 【市教委・学校】 学校系ネットワーク、校内系ネットワークを構築し、学習指導案

や教材等の情報の共有化を図ることで、教員の教材づくり等の授業準備にかかる時間を削減し、事務作業の効率化を図ります。

- 【市教委・学校】 押印の制度・慣行の見直しを積極的に行います。
- 修正**○【市教委・学校】 市内全中学校に導入したデジタル採点システムを、引き続き活用できるよう支援します。
- 新規**○【市教委・学校】 「生成AI利活用ガイドライン」を整備するとともに、「令和7年度生成AIパイロット校事業」の知見を活用し、生成AIの校務利用を推進します。
- 新規**○【市教委・学校】 学校から教育委員会へ移管した学校給食費等の徴収管理事務について、今後も、徴収管理システムを使った一元管理に取り組みます。

④ 研修及び会議の見直しによる削減

- 修正**○【市教委・学校】 研修や会議、打合せ等に要する時間を事前に示すとともに、提案や伝達の方法を工夫することで、所定の時間内に収まるよう努めます。
- 【市教委・学校】 職員会議提案資料や研修資料等の電子化を行うよう努めます。
- 【市教委・学校】 研修や会議のオンライン開催や動画配信を行うことにより、移動時間の削減を図ったり、参加時間を自分自身で調整したりできるように努めます。
- 【市教委】 県主催の各研修と内容の重複がある場合、内容の見直しや縮減、実施方法の工夫を行います。
- 重点**○【学 校】 授業時数（標準時数と余剰時数の合計※学校行事、クラブ活動、児童会・生徒会活動の時数は除く）が、1085時間以下の必要最小限の授業時数で教育課程を編成するように留意します。
- 重点**○【学 校】 学校行事の精選・重点化や、準備時間の短縮を図る等、総合的に総授業時間数の削減を図ります。

⑤ 学校への調査等の縮減の推進

- 【市教委】 新たな施策、調査等を実施する場合は、スクラップアンドビルドを原則とします。
- 【市教委】 市教委の学校訪問について、応対や訪問時の資料等の簡略化など、学校の業務状況への配慮をします。
- 【市教委】 調査研究事業等で学校へのアンケートを実施する際には、電子申請を行うよう努めます。また、既に実施されている調査や公表数値等を活用するなど調査回数や項目の見直し、削減をします。

⑥ 関係団体等が主催する大会、コンクール等の縮減の要請

- 【市教委・学校】 勤務時間前に学校全体で行う教育活動は、原則行わないようにします。ただし、学校の実態を踏まえ、最終的には校長の判断とします。
- 【市教委】 各種教科団体等が行う文化的行事や展覧会等について、その必要性を検討し、縮減、廃止等の見直しを働きかけます。
- 【市教委】 市教委が携わっている体育的行事については、児童生徒や教職員の健康や安全に配慮し、大会の厳選や大会までの取組を含めた実施運営上の見直しを検討します。
- 【市教委】 各種関係団体に対し、週休日等を実施される大会や記録会において、安易に教職員を運営要員としないよう求めるとともに、大会や記録会等の縮減を含んだ負担軽減を図るよう働きかけます。
- 【市教委】 関係機関から学校への調査等の依頼を縮減するよう働きかけます。
- 【学 校】 教育的意義や児童生徒及び担当教員の負担軽減の観点から、参加する大会・コンクール等を精査します。また、早朝練習等、勤務時間外に行う活動について見直します。

(2) 教職員の「ワーク・ライフ・バランス」の確立

① 週休日の振替や休暇等の取りやすい職場環境の整備

- 【市教委・学校】 教職員に対して「休暇案内」や「子育て応援ハンドブック」等を配布し、制度等の一層の理解を深めます。
- 【市教委・学校】 職場全体における育児や介護、傷病の支援に係る意識啓発を促し、働きやすい職場環境づくりを目指します。
- 【市教委・学校】 市教委による学校訪問等において休暇の取得状況について把握し、教職員が取得しやすいよう教職員に働きかけます。
- 【市教委】 週休日の振替等、週休日の確保が適切に行われるよう、各学校へ確実に周知するとともに、校長会等で指導・助言します。
- 【市教委】 妊娠教職員の勤務軽減の改善に向けて努力します。
- 【市教委】 産前産後休暇、育児休業等を取得する教職員の状況について早期に把握し、適切にサポートできる体制を整えるなど速やかに職場全体を支援します。

② 教職員としての充実感の向上

- 重点**○【市教委・学校】 児童生徒と向き合う時間を確保し、教職員のウェルビーイングを高めることは、よりよい教育の実現に不可欠であるため、業務の効率化を推進します。
- 重点**○【市教委・学校】 職場の心理的安全性の確保、働きやすい職場環境の確立、教職員の働きがいが高められるよう、会議や研修会等の機会を通じて、管理職のマネジメント力向上を図ります。
- 重点**○【市教委・学校】 ストレスチェック制度を整え、年2回、ストレスチェック検査の受検を教職員に促します。さらに、高ストレス者に対して、産業医の診察を勧奨します。
- 【市教委】 各学校に対し、ストレスチェックの集団分析方法、結果についての情報提供を行います。

(3) 教職員の健康を意識した働き方の推進

① 教職員の健康管理の推進

- 【市教委・学校】 教職員の健康管理推進のため、ICカード等による客観的な方法を導入して在校等時間を把握し、在校等時間に応じた声かけを、管理職が適宜行うよう各学校に働きかけます。
- 【市教委】 教職員の働き方改革の推進と検証のため、負担軽減検討委員会等を活用して、学校の実情に対する意見聴取を行います。
- 重点**○【市教委】 各学校において勤務が長時間となっている教職員に対し、産業医の面接の勧奨及び市教委による面談等を行います。
- 【市教委・学校】 面接指導を受けた教職員への校内協力体制の確立や校務分掌の見直しなどの適切な対応について各学校に働きかけるとともに、健康維持増進の視点から休暇等取得促進を呼びかけます。
- 【市教委・学校】 市教委に負担軽減検討委員会を設置し、各学校に対し、負担軽減のための提案や好事例を紹介します。

② 労働安全衛生法に基づく職場改善

- 【市教委】 埼玉県教育委員会安全衛生委員会及び越谷市立小中学校衛生委員会の活動状況等の情報提供を、衛生委員会だより等で行います。
- 【市教委】 各学校に対し、労働安全衛生法に基づく労働安全衛生管理体制を整備するよう働きかけます。
- 【市教委】 各学校の衛生管理者、推進者等に対し、労働安全衛生啓発のための研修会を実施します。

(4) 保護者や地域の理解と連携の促進

① 教職員の働き方改革に関する保護者や地域の理解の促進

- 【市教委・学校】 社会に開かれた教育課程の推進及び地域とともにある学校づくりの趣旨を生かし、コミュニティ・スクールにおいて、地域・保護者・学校の適正な役割分担及び相互の協力連携により、働き方改革を推進します。
- 【市教委・学校】 地域や保護者の期待に過度に応えることを重視した各種行事等の準備の見直しについて、地域や保護者への理解促進に努めます。
- 【市教委・学校】 学校の実情に応じて留守番電話を設定し、教職員が業務に専念できる時間を確保します。
- 【市教委・学校】 登下校の児童の見守り活動については、市内自治会長の会議において、協力依頼を行います。また、教職員の勤務開始時刻を踏まえた登校時刻を検討するよう働きかけます。
- 修正○【市教委・学校】 「越谷市学校における働き方改革基本方針」や取組の実施状況について公表することで、保護者や地域の理解促進を図ります。
- 【市教委・学校】 学校運営協議会委員や学校応援コーディネーターへの研修会を実施します。

② 「ふれあいデー」及び「学校閉庁日」の設定の推進

- 【県・市教委・学校】 原則毎月21日を「ふれあいデー」とします。「ふれあいデー」には以下のことを原則とします。

- *業務の効率化に努め、定時退勤に取り組みます。
- *放課後の活動を厳選し、こどもが家庭・地域でふれあう時間を作ります。
- *会議や校内研修などを行わずに、こどもと向き合う時間を確保します。
- *こどもは家庭生活の充実や、地域活動への参加に取り組みます。

- 【市教委・学校】 各学校において、退勤時間を指定した「かえるデー」や「定時退勤推奨ウィーク」等を設定することを推進します。
- 【市教委・学校】 8月10日～8月16日の期間や県民の日を「学校閉庁日」とします。「学校閉庁日」には以下のことを原則とします。

- *教職員の休暇取得の促進を図ります。
- *こどもたちの心身のリフレッシュや地域活動への参加を促します。
- *「勤務が割り振られている日」として扱い、日直を置きません。
- *学校として対外的な業務を行わない日とします。ただし、開始日から起算して2週間以内に全国大会（あるいはそれに相当する大会等）に参加する予定があり、校長が必要であると認めた場合には、校長が活動を許可することを妨げません。

③ 「埼玉県の学校部活動の在り方に関する方針」の推進

- 【市教委・学校】 「越谷市立中学校における学校部活動ガイドライン」を遵守します。
 - 【市教委・学校】 生徒及び教職員の心身のバランスの取れた生活を推進するため、生徒及び保護者に「学校部活動の在り方に関する方針」の意義について丁寧に説明を行うよう働きかけます。
 - 【市教委・学校】 社会教育施設等及び社会教育関係団体等の各種団体との連携を図り、外部指導者の活用を推進し、指導・運営体制を構築します。
- 重点**○【市教委】 部活動地域展開に向けての会議や地域クラブ活動モデル事業等を実施し、今後の地域クラブ活動実施の準備を進めます。

【令和8年度の重点・新規・修正】

(1) 教職員の「負担軽減」と「業務量削減」の実現

① 教育条件整備

重点○【市教委・学校】 小学校において、学年または中・高学年ブロック等での一部教科担任制をより一層推進します。

② 専門職員の配置・活用

重点○【市教委】 学校司書、学校相談員、スクール・ソーシャル・ワーカー、学び総合指導員、特別支援教育支援員、日本語指導員、スクール・サポート・スタッフ等の配置を促進し、学校を支援します。

重点○【市教委】 スクールロイヤー等を活用した法務相談体制の整備・充実に取り組みます。

③ 業務のICT化・効率化の推進

重点○【市教委・学校】 教職員働き方改革推進事業業務委託の知見を活用し、市内小中学校の業務の効率化を推進します。

修正○【市教委・学校】 市内全中学校に導入したデジタル採点システムを、引き続き活用できるよう支援します。

新規○【市教委・学校】 「生成AI利活用ガイドライン」を整備するとともに、「令和7年度生成AIパイロット校事業」の知見を活用し、生成AIの校務利用を推進します。

新規○【市教委・学校】 学校から教育委員会へ移管した学校給食費等の徴収管理事務について、今後も、徴収管理システムを使った一元管理に取り組みます。

④ 研修及び会議の見直しによる削減

修正○【市教委・学校】 研修や会議、打合せ等に要する時間を事前に示すとともに、提案や伝達の方法を工夫することで、所定の時間内に収まるよう努めます。

重点○【学 校】 授業時数（標準時数と余剰時数の合計※学校行事、クラブ活動、児童会・生徒会活動の時数は除く）が、1085時間以下の必要最小限の授業時数で教育課程を編成するように留意します。

重点○【学 校】 学校行事の精選・重点化や、準備時間の短縮を図る等、総合的に総授業時間数の削減を図ります。

(2) 教職員の「ワーク・ライフ・バランス」の確立

② 教職員としての充実感の向上

重点○【市教委・学校】 児童生徒と向き合う時間を確保し、教職員のウェルビーイングを高めることは、よりよい教育の実現に不可欠であるため、業務の効率化を推進します。

重点○【市教委・学校】 職場の心理的安全性の確保、働きやすい職場環境の確立、教職員の働きがいが高められるよう、会議や研修会等の機会を通じて、管理職のマネジメント力向上を図ります。

③ ストレスチェック等の活用推進

重点○【市教委・学校】 ストレスチェック制度を整え、年2回、ストレスチェック検査の受検を教職員に促します。さらに、高ストレス者に対して、産業医の診察を勧奨します。

(3) 教職員の健康を意識した働き方の推進

① 教職員の健康管理の推進

重点○【市教委】 各学校において勤務が長時間となっている教職員に対し、産業医の面接の勧奨及び市教委による面談等を行います。

(4) 保護者や地域の理解と連携の促進

① 教職員の働き方改革に関する保護者や地域の理解の促進

修正○【市教委・学校】 「越谷市学校における働き方改革基本方針」や取組の実施状況について公表することで、保護者や地域の理解促進を図ります。

③ 「埼玉県の学校部活動の在り方に関する方針」の推進

重点○【市教委】 部活動地域展開に向けての会議や地域クラブ活動モデル事業等を実施し、今後の地域クラブ活動実施の準備を進めます。

参考資料 用語の解説

本編中、※で記した用語の解説をしております。

※1) ウェルビーイング

身体的・精神的・社会的に良い状態にあること。短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含むもの。また、個人のみならず、個人を取り巻く場や地域、社会が持続的に良い状態であることを含む包括的な概念のこと。

※2) 教育職員

学校の校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭及び講師（常時勤務の者及び地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）をいう。行政職員等については、「36協定」を締結する中で働き方改革推進法に定める時間外労働の規制及び「学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例」、「学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則」等の上限規制が適用される。

※3) 時間外在校等時間

教育職員が業務を行う時間（指針に規定する在校等時間をいう。）から所定の勤務時間（法第6条第3項各号に掲げる日（代休日が指定された日を除く。）以外の日における正規の勤務時間をいう。）を除いた時間をいう。

在校等時間	=	①在校時間	+	②校外での職務として行う研修や児童生徒の引率等の職務従事時間		
			-	③勤務時間外における自己研鑽及び業務外の時間（※自己申告による）	-	休憩時間
時間外在校等時間	=	在校等時間	(③を引いたか確認)	-	所定の勤務時間（7時間45分）	

- ①…学校に出勤で到着した時間から、帰宅のために学校を出る時間までの時間
- ②…校外での勤務について、職務として行う研修への参加の時間や児童生徒の引率等の職務に従事している時間。時間外勤務命令に基づくもの以外も含める。
- ・職務として行う研修とは、初任者研修や中堅教諭等資質向上研修といった法定研修のほか、県教育委員会主催の研修等、職務命令により参加する各種の研修が含まれる。ただし、職務専念義務を免除されて行う研修（いわゆる「職専免研修」）は、ここでいう「職務として行う研修」には含まれない。
 - ・職務として行う児童生徒の引率等とは、校外学習や修学旅行の引率業務、勤務時間内の部活動の競技大会・コンクール等への引率業務のほか、勤務時間外の部活動の練習試合等への引率業務等が含まれる。このほか、家庭訪問、警察や児童相談所等の関係機関との打合せ等が挙げられる。
- ③…所定の勤務時間外に校内において自らの判断に基づいて自らの力量を高めるために行う自己研鑽の時間やその他業務外の時間。自己申告に基づき除く。
- ・自己研鑽の時間とは、例えば、教師が幅広くその専門性や教養を高めるために学術書や専門書を読んだり、教科に関する論文を執筆したり、教科指導や生徒指導に係る自主的な研究会に参加したり、自らの資質を高めるために資格試験のための勉強を行ったりする時間
 - ・その他業務外の時間とは、例えば、朝早めに出勤して新聞を読んだり読書をしたりする時間や、勤務時間終了後の夕食の時間、学校内で実施されるPTA活動に校務としてではなく参加している時間、地域住民等としての立場で、学校で行われる地域活動に参加している時間等
- (その他)
- ・自宅等に持ち帰って業務を行った時間については、「在校等時間」には含まれない。
 - ・週休日や休日等の業務も、校務として行っている勤務の時間については「在校等時間」に含まれる。

※4) 児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合

具体の事案の内容に応じ、校長が判断することとなるが、例えば、学校事故等が生じて対応を要する場合や、いじめやいわゆる学級崩壊等の指導上の重大事案が発生し児童生徒に深刻な影響が生じている、また生じるおそれのある場合などが想定される。